

◎新潟県訓令第2号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次のように改正し、平成22年2月1日から実施する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。			新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。		
様式番号	名 称	規定条文	様式番号	名 称	規定条文
第1号様式	削除		第1号様式	支出命令者印鑑表	第10条第1項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第66号様式	還付決議書	(略)	第66号様式	還付決議書 (還付額整理票)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第77号様式	支出負担行為兼支出命令決議書	(略)	第77号様式	支出負担行為兼支出命令決議書 (支出負担行為額整理票)	(略)
第78号様式	支出負担行為兼支出命令決議書 (旅費)	(略)	第78号様式	支出負担行為兼支出命令決議書 (旅費) (支出負担行為額整理票)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第89号様式	返納決議書	(略)	第89号様式	返納決議書 (返納金整理票)	(略)
第90号様式	返納決議書 (給与・手当等返納金)		第90号様式	返納決議書 (返納金整理票) (給与・手当等返納金用)	

(略) 第110号様式	(略) 支出更正決議書(支払済額)	(略) (略)
(略) 第133号様式	(略) 会計管理者引継書	(略) 第193条第2項
(略)	(略)	(略)

(略) 第110号様式	(略) 支出更正決議書(支払済額) (支出負担行為額整理票)	(略) (略)
(略) 第133号様式	(略) 前渡資金出納計算書	(略) 第192条第1項、第2項
(略)	(略)	(略)

第1号様式 削除

第1号様式 (第10条関係)

支出命令者印鑑表

第25号様式 (第51条関係)

検査調書	
(略)	
(略)	検査員 職 氏名 ⑩
(略)	

注 1・2 (略)

第25号様式 (第51条関係)

検査調書	
(略)	
(略)	検査員 職名 署名 ⑩
(略)	

注 1・2 (略)

3 委託料の支出に係る契約の履行の確認のために検査を行った場合、検査状況欄には、検査結果等と併せて、具体的な確認の方法(成果品、結果報告、業務日誌、写真等)を記載すること。

(略)

第26号様式 (第51条関係)

検査調書	
(略)	
(略)	検査員 職 氏名 ⑩
(略)	

(略)

第26号様式 (第51条関係)

検査調書	
(略)	
(略)	検査員 職名 署名 ⑩
(略)	

(略)

第27号様式 (第51条関係)

部分払検査調書	
(略)	
(略)	検査員 職 氏名 ⑩
(略)	

(略)

第27号様式 (第51条関係)

部分払検査調書	
(略)	
(略)	検査員 職名 署名 ⑩
(略)	

(略)

第66号様式 (第104条、第216条関係)

会計管理者 (所属出納員)	(略)
---------------	-----

第66号様式 (第104条、第216条関係)

会計管理者 (財務出納員)	(略)
---------------	-----

還付決議書
(略)

第71号様式 (第116条関係)

(略)
合議区分
相手方
支払条件
支払時期
契約方法
該当条項
随意契約理由パターン
契約条件
総支出負担行為額 (含債務負担等)
本 (再) 配付額
特記事項

第74号様式 (第119条関係)

(略)	
合議区分	契約番号
(略)	

第77号様式 (第116条、第121条、第216条関係)

(略)	支出負担行為 担当者・支出 命令者	
	会計管理者 (所属出納員)	
支出負担行為兼支出命令 決議書		
相手方	支払先相手方	
債権区分		
支払方法		
支払区分		
請求書受理日		
支払指定日		
契約方法		
特記事項		
(略)	年 月 日	
	検査員所属 職	氏名 印

第78号様式 (第116条、第121条、第216条関係)

(略)	支出負担行為 担当者・支出	
-----	------------------	--

還付決議書 (還付額整理票)
(略)

第71号様式 (第116条関係)

(略)	
決裁区分	
合議区分	
相手方	
支払条件	
支払時期	
契約方法	該当条項
契約条件	
総支出負担行為額 (含債務負担等)	
本 (再) 配付額	
特記事項	

第74号様式 (第119条関係)

(略)	
決裁区分	契約番号
合議区分	契約番号
(略)	

第77号様式 (第116条、第121条、第216条関係)

(略)	支出負担行為 担当者	知事 副知事
	支出命令者	
	会計管理者 (財務出納員)	
支出負担行為兼支出命令 決議書 (支出負担行為額整理票)		
相手方	支払先相手方	
債権区分		
支払方法		
支払区分		
支払指定日		
契約方法		
特記事項		
(略)	年 月 日 (委託料を支出する場合 の確認方法 _____)	
	検査員所属 職名	署名 印

第78号様式 (第116条、第121条、第216条関係)

(略)	支出負担行為 担当者	知事 副知事
-----	---------------	--------

命令者	
会計管理者 (所属出納員)	
支出負担行為兼支出命令 決議書 (旅費)	

支出命令者	
会計管理者 (財務出納員)	
支出負担行為兼支出命令 決議書 (旅費) (支出負担行為額整理票)	

第83号様式 (第121条関係)

(略)	
会計管理者 (所属出納員)	
合議区分	契約番号
相手方	支払先相手方
債権区分	
支払方法	
支払区分	
請求書受理日	
支払指定日	
支払条件	
支払時期	
(略)	年 月 日
検査員所属	職 氏名 印
(略)	

第83号様式 (第121条関係)

(略)	
会計管理者 (財務出納員)	
決裁区分	契約番号
合議区分	
相手方	支払先相手方
債権区分	
支払方法	
支払区分	
支払指定日	
支払条件	
支払時期	
(略)	年 月 日 (委託料を支出する場合 の確認方法 _____)
検査員所属	職名 署名 印
(略)	

第87号様式 (第126条関係)

支出命令者
(略)

第87号様式 (第126条関係)

会計管理者 (財務出納員)	支出命令者
(略)	

第89号様式 (第128条、第216条関係)

会計管理者 (所属出納員)	(略)
返納決議書	
(略)	

第89号様式 (第128条、第216条関係)

会計管理者 (財務出納員)	(略)
返納決議書 (返納金整理票)	
(略)	

第90号様式 (第128条、第216条関係)

会計管理者 (所属出納員)	(略)
返納決議書 (給与・手当等返納金)	
(略)	
返納通知額	所得税
社会保険料	住民税
共济短期	返納決議番号 返納掛金
共济長期	返納決議番号 返納掛金
共济特別	返納決議番号 返納掛金
互助会短期	返納決議番号 返納掛金

第90号様式 (第128条、第216条関係)

会計管理者 (財務出納員)	(略)
返納決議書 (給与・手当等返納金) (返納金整理票)	
(略)	
返納通知額	所得税
社会保険料	住民税
共济短期返納決議番号	共济短期返納掛金
共济長期返納決議番号	共济長期返納掛金
互助会短期返納決議番号	互助会短期掛金
号	

互助会その他一般 返納決議番号 返納掛金
 互助会その他退会 返納決議番号 返納掛金
 返納義務者
 共済組合 互助会
 返納理由
 算出根拠
 その他参考事項

互助会その他返納決議 互助会その他掛金
 番号
 返納義務者
 共済組合 互助会
 返納理由
 算出根拠
 その他参考事項

第92号様式 (第130条関係)

会計管理者 (所属出納員)	(略)
---------------	-----

(略)

第92号様式 (第130条関係)

会計管理者 (財務出納員)	(略)
---------------	-----

(略)

第93号様式 (第130条関係)

会計管理者 (所属出納員)	(略)
---------------	-----

(略)

第93号様式 (第130条関係)

会計管理者 (財務出納員)	(略)
---------------	-----

(略)

第94号様式 (第139条関係)

(表紙)

(略)	<p>注意事項</p> <p>1 小切手用紙を請求する場合は、冊尾つづり込みの請求書及び受領書に所要事項を記入のうえ、指定金融機関又は指定代理金融機関に提出すること。</p> <p>2 小切手用紙は、特に厳重に保管すること。もし亡失した場合は、速やかにその旨を指定金融機関又は指定代理金融機関に報告すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 小切手用紙が不用となった場合は、記入済みの原符、書損用紙等は取りはずして、不用枚数及び<u>会計管理者名</u>を表紙に記入し、返納書を添えて指定金融機関又は指定代理金融機関に返納すること。</p>
-----	--

第94号様式 (第139条関係)

(表紙)

(略)	<p>注意事項</p> <p>1 小切手用紙を請求する場合は、冊尾つづり込みの請求書及び受領書に所要事項を記入のうえ、<u>所轄</u>の指定金融機関又は指定代理金融機関に提出すること。</p> <p>2 小切手用紙は、特に厳重に保管すること。もし亡失した場合は、速やかにその旨を<u>会計管理者及び所轄</u>の指定金融機関又は指定代理金融機関に報告すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 小切手用紙が不用となった場合は、記入済みの原符、書損用紙等は取りはずして、不用枚数及び<u>会計管理者又は財務出納員名</u>を表紙に記入し、返納書を添えて<u>所轄</u>の指定金融機関又は指定代理金融機関に返納すること。</p>
-----	--

(その1)

(略)	(略)	(略)
(略)	渡	何金融機関
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	上記の金額をこの小切手と引替に
(略)	(略)	へお支払い下さい。
(略)	(略)	(略)

(その1)

(略)	(略)	(略)
(略)	様	何金融機関 御中
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	上記の金額をこの小切手と引替に
(略)	(略)	にお支払い下さい。
(略)	(略)	(略)
(略)	(財務出納員)	(財務出納員)

(略)

(略)

(その2)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(その2)

(略)	(略)	(略)
(略)	(財務出納員)	(財務出納員)

(略) (略) (略)

第101号様式 (第147条関係)
印鑑通知表

(略)
新潟県会計管理者 印
(略)

第104号様式 (第150条関係)
小切手振出済証明書

(略)
(略)
新潟県会計管理者 印
(略)

第110号様式 (第155条、第216条関係)

会計管理者 (所属出納員) (略)

支出更正決議書 (支払済額)
(略)

第124号様式 (第178条、第183条関係)

会計管理者 (所属出納員) (略)
(略)

第125号様式 (第178条、第183条関係)

会計管理者 (所属出納員) (略)
(略)

第132号様式 (略)

第133号様式 (第193条関係)

会計管理者引継書
新潟県財務規則第193条第2項の規定により、
下記目録のとおり、関係書類を対照のうえ相違
なく引き継ぎました。
年 月 日
前任者
氏名 印
後任者
氏名 印
引継目録
帳票等 数 摘要

(略) (略) (略)

第101号様式 (第147条関係)
印鑑通知表

(略)
新潟県会計管理者
(財務出納員) 印
(略)

第104号様式 (第150条関係)
小切手振出済証明書

(略)
(略)
新潟県会計管理者
(財務出納員) 印
(略)

第110号様式 (第155条、第216条関係)

会計管理者 (財務出納員) (略)

支出更正決議書 (支払済額)
(支出負担行為額整理票)
(略)

第124号様式 (第178条、第183条関係)

会計管理者 (財務出納員) (略)
(略)

第125号様式 (第178条、第183条関係)

会計管理者 (財務出納員) (略)
(略)

第132号様式 (略)

第133号様式 (第192条関係)
前渡資金出納計算書

(略)

第145号様式

(略)	
会計管理者(所属出納員)	
基金支出命令年月日	
	年 月 日
起案	年 月 日
	課
	職氏名

所 属	
会 計	
預金区分	
相手方	支払先相手方
債権区分	
支払方法	
支出負担行為日	年 月 日
支払指定日	年 月 日
公金振替先	
業務区分	年度
所属	
決議番号	会計・科目
履行確認	年 月 日
検査員所属	職氏名 (印)

第146号様式

会計管理者(所属出納員)	(略)
(略)	

第145号様式

(略)	
会計管理者(財務出納員)	
基金支出命令年月日	
	年 月 日
履行	年 月 日
確認	課(所)
	職氏名 (印)

所 属	
会 計	
預金区分	
相手方	支払先相手方
債権区分	
支払先相手方	
公金振替先	
業務区分	年度
所属	
決議番号	会計・科目
支払方法	支出負担行為日 年 月 日
	支払指定日 年 月 日
	/ /

第146号様式

	(略)
(略)	

第95号様式を次のように改める。

◎新潟県訓令第3号

農 林 水 産 部
農 地 部
土 木 部
交 通 政 策 局
地 域 振 興 局
流域下水道事務所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の特例（昭和59年3月新潟県訓令第13号）の一部を次のように改正し、平成22年2月1日から実施する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2号様式（第51条関係）</p> <p>検査調書</p> <p>(略)</p> <p>検査員 職 氏名 ㊞</p> <p>(略)</p> <p>注 <u>委託の場合に使用すること。</u></p>	<p>第2号様式（第51条関係）</p> <p>検査調書</p> <p>(略)</p> <p>検査員 職名 署名 ㊞</p> <p>(略)</p> <p>注 <u>1 委託の場合に使用すること。</u> <u>2 「検査状況」には、検査結果等と併せて、 具体的な確認の方法（成果品、結果報告、 業務日誌、写真等）を記載すること。</u></p>
<p>第3号様式（第51条関係）</p> <p>検査調書</p> <p>(略)</p> <p>検査員 職 氏名 ㊞</p> <p>(略)</p>	<p>第3号様式（第51条関係）</p> <p>検査調書</p> <p>(略)</p> <p>検査員 職名 署名 ㊞</p> <p>(略)</p>
<p>第4号様式（第51条関係）</p> <p>部分払検査調書</p> <p>(略)</p> <p>検査員 職 氏名 ㊞</p> <p>(略)</p>	<p>第4号様式（第51条関係）</p> <p>部分払検査調書</p> <p>(略)</p> <p>検査員 職名 署名 ㊞</p> <p>(略)</p>

告 示

◎新潟県告示第1号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

登録番号	新潟県生第341号
肥料の種類	加工家きんふん肥料
肥料の名称	加工家きんふん肥料有機ワールドエース241号
保証成分量	窒素全量 2.5パーセント りん酸全量 4.0パーセント 加里全量 1.5パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及び

	その他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	ニイガタオーレス株式会社 新潟県胎内市中村浜698番地42
有効期間	平成22年1月17日から平成28年1月16日まで

◎新潟県告示第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県妙高市大字大鹿字松原2270から2276まで、2297、2299から2302まで、2422、2423の1、2424の3、2497の1、2497の2、2530の1、2530の4、2565の1、2565の4、2565の8、2581の1、2779の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

◎新潟県告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県妙高市大字西野谷字イシタカ谷エボシ谷1096の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

◎新潟県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市字大田巳甲732の1、巳甲733の2、字太田巳乙359の1、巳乙371、巳乙374の1、未甲1、未乙112、未乙113の1、未乙115、未乙116、字山ノ脇巳乙375、巳乙376、巳乙377の1、巳乙377の9、字南原未甲312、未乙56の1、未乙57の1、字牛ヶ首未甲589、未甲590、字栗上段未乙10の2、未乙13の1、未乙18から未乙20まで、未乙21の1、未乙21の4、未乙31の2、未乙33、字角間平未乙23の1、字大峯未乙34の1、未乙35、未乙35の子、字平内沢未乙36から未乙40まで、未乙53の5、未乙60、未乙61の2、未乙62、未乙63、未乙65、未乙66の1、未乙68の1、未乙68の2、未乙70から未乙72まで、未乙73の1、未乙73の2、未乙74の1から未乙74の3まで、未乙76の1、未乙76の2、未乙76の子、未乙78の1、未乙78の子、未乙79から未乙81まで、未乙187、未乙188、未乙194、未乙195、未乙197、未乙198の1、未乙199の1、未乙201から未乙209まで、未乙209の子、未乙210から未乙216まで、未乙217の1、未乙217の2、未乙218の1から未乙218の3まで、字外林未乙82から未乙84まで、未乙93、字轟未乙94から未乙110まで、字東浦未乙110の子

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

◎新潟県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県糸魚川市大字鬼伏字上崩4943、4946から4953まで、4954の1、4954の2、4979、4982、5005、5011、5023、5026から5030まで、5032、5034、5035、5038から5041まで、5045から5048まで、5050、5053、5068から5071まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎新潟県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県見附市田井町字大平2316の1、2316の2、4432の1、4432の5、4432の18
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び見附市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎新潟県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県東蒲原郡阿賀町弘川字弘川2041の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎新潟県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を平成21年12月17日認可した。

平成22年1月5日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三条市の下田土地改良区の定款の変更を平成21年12月15日認可した。

平成22年1月5日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成22年1月6日から平成22年2月3日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県三条地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
三条市下田土地改良区	下大浦	農業用排水施設整備（基盤整備促進）事業	新規	土地改良事業計画書の写し定款の写し	三条市役所	第48条

- この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成22年1月5日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
佐渡市吉井土地改良区	吉井沖	農業用排水施設整備（単農農業農村整備「かんがい排水」）事業	新規	平成21年12月17日	第48条

◎新潟県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成22年1月6日から平成22年2月3日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	北鯖石東部	換地計画書の写し	柏崎市役所

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 459号
- 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町向鹿瀬字丈山2760番54から 同郡同町向鹿瀬字上ノ山2762番1まで	新	7.0～85.0 メートル	364.4 メートル
	旧	(A)7.0～50.3 メートル	456.7 メートル
(B)7.0～85.0 メートル		361.4 メートル	

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 路線名 一般国道 459号
- 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町向鹿瀬字丈山2760番54から同郡同町向鹿瀬字上ノ山2762番1まで
- 供用開始の期日 平成22年1月5日

◎新潟県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 角島鹿瀬線
- 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町向鹿瀬字	新	12.8～29.7 メートル	236.8 メートル

島中803番7から 同郡同町向鹿瀬字森ノ下 1086番2まで	旧	(A)6.5～19.8 メートル	249.3 メートル
		(B)12.8～29.7 メートル	240.0 メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 県道 角島鹿瀬線

2 供用開始の区間

東蒲原郡阿賀町向鹿瀬字島中803番7から同郡同町向鹿瀬字森ノ下1086番2まで

3 供用開始の期日 平成22年1月5日

◎新潟県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 352号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市大字椎谷字下町1827番1から 同市大字椎谷字机立1732番3まで	新	(A)8.5～70.5 メートル	1,283.3 メートル
		(B)8.5～45.5 メートル	1,137.5 メートル
	旧	8.5～70.5 メートル	1,283.3 メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道402号及び一般国道460号と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 402号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市大字椎谷字下町1827番1から 同市大字椎谷字机立1732番3まで	新	(A)8.5～70.5 メートル	1,283.3 メートル
		(B)8.5～45.5 メートル	1,137.5 メートル
	旧	8.5～70.5 メートル	1,283.3 メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道460号と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 460号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市大字椎谷字机立1732番3から 同市大字椎谷字下町1827番1まで	新	(A)8.5～70.5 メートル	1,283.3 メートル
		(B)8.5～45.5 メートル	1,137.5 メートル
	旧	8.5～70.5 メートル	1,283.3 メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道402号と重用

◎新潟県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 一般国道 352号

2 供用開始の区間

柏崎市大字椎谷字下町1827番1から同市大字椎谷字机立1732番3まで

3 供用開始の期日 平成22年1月7日

◎新潟県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部

道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市大字藤井字西沖1497番から	新	11.8～15.0メートル	205.4メートル
同市大字藤井字西沖1511番まで	旧	11.2～15.0メートル	205.5メートル

◎新潟県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柏崎小国線
- 2 供用開始の区間
柏崎市大字藤井字西沖1497番から同市大字藤井字西沖1511番まで
- 3 供用開始の期日 平成22年1月5日

◎新潟県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山之坊大峰小滝線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字山之坊字ドス池1660番20から	新	9.8～20.2メートル	172.0メートル
同市大字山之坊字ドス池1660番14まで	旧	9.8～36.5メートル	211.7メートル

◎新潟県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定

により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 山之坊大峰小滝線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字山之坊字ドス池1660番20から同市大字山之坊字ドス池1660番14まで
- 3 供用開始の期日 平成22年1月5日

◎新潟県告示第23号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成22年1月5日

新潟県上越地域振興局長

- 1 竣功認可年月日
平成21年12月16日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所
 - (1) 名称 上越市
 - (2) 住所 上越市木田1丁目1番3号
 - (3) 代表者氏名 上越市長 村山 秀幸
 - (4) 代表者住所 上越市大潟区潟町739番地3
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 上越市名立区名立大町字川端町114番地の1、115番地の1、116番地、117番地、120番地、121番地、123番地の1、125番地、128番地の1、128番地の2、129番地、字仲町4285番地、4286番地1、4286番地2、4288番地、4289番地の地先に至る公有水面
 - (2) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、⑳の地点から13度55分17秒10.800m地点を円心とする半径10.800mの円周で、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ西側の円弧、㉒の地点から㉓の地点までを順次に結んだ線及び㉓の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 国土地理院一等三角点「長者原」（北緯37度09分16秒247、東経138度06分24秒712）から286度58分55秒、1,676.251mの地点
 - ②の地点 ①の地点から125度32分16秒、0.817mの地点
 - ③の地点 ②の地点から125度31分29秒、3.067mの地点
 - ④の地点 ③の地点から125度32分22秒、3.790mの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から127度10分40秒、0.447mの地点

- ⑥の地点 ⑤の地点から127度13分00秒、3.237mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から127度13分02秒、8.480mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から125度34分20秒、19.641mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から125度33分47秒、1.315mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から125度34分10秒、14.716mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から209度31分38秒、54.791mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から208度57分14秒、12.768mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から349度15分37秒、4.572mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から220度29分40秒、19.623mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から220度30分36秒、25.832mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から280度35分34秒、16.706mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から280度35分40秒、20.483mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から280度09分49秒、0.725mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から279度52分41秒、5.981mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から282度46分46秒、3.273mの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から339度30分20秒、17.820mの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から36度39分18秒、6.075mの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から37度06分11秒、13.608mの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から39度42分17秒、6.321mの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から36度13分12秒、19.836mの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から36度27分52秒、53.806mの地点

(3) 面積 7,156.20㎡

- 4 埋立の免許年月日及び番号
平成12年5月30日 新潟県糸土第216号
平成13年11月5日 新潟県糸土第407号
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村
上越市

◎新潟県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
 - ・種類 糸魚川都市計画火葬場（糸魚川市決定）
 - ・名称 1号 糸魚川市斎場
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類
妙高都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（妙高都市計画区域マスタープラン）
- 2 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 自 平成22年1月5日
至 平成22年1月19日
 - (2) 場所
 - ア 上越市本城町5-6
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課
 - イ 妙高市栄町5-1
妙高市建設課
 - ウ 上越市木田1-1-3
上越市都市整備部都市計画課
 - エ 上越市中郷区藤沢986-1
上越市中郷区総合事務所産業建設グループ
- 3 その他
この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に対して意見書を提出することができる。

◎新潟県告示第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 妙高都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・1号 国道線
3・4・2号 石塚加茂線

- 3・5・3号 バイパス東雲町関川線
- 3・4・4号 横町久善田錦町線
- 3・4・5号 石塚小出雲姫川原線
- 3・4・6号 朝日町停車場線
- 3・4・7号 新井岡川線
- 3・3・8号 上新バイパス線
- 3・5・9号 上越新井線
- 3・4・10号 総合公園線
- 3・3・11号 新井山麓線
- 3・4・12号 新井東部環状線
- 3・4・13号 駅毛祝坂線
- 3・4・14号 国道18号妙高野尻バイパス線
- 3・4・15号 関川毛祝坂線
- 3・4・16号 妙高杉野沢線
- 3・4・17号 妙高池の平線

2 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成22年1月5日
至 平成22年1月19日

(2) 場所

- ア 上越市本城町5-6
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課
- イ 妙高市栄町5-1
妙高市建設課
- ウ 上越市木田1-1-3
上越市都市整備部都市計画課
- エ 上越市中郷区藤沢986-1
上越市中郷区総合事務所産業建設グループ

3 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に対して意見書を提出することができる。

◎新潟県告示第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類

村上都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（村上都市計画区域マスタープラン）

2 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成22年1月5日
至 平成22年1月19日

(2) 場所

- ア 村上市田端町6-25
新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課
- イ 村上市三之町1-1

村上市都市整備部都市計画課

3 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に対して意見書を提出することができる。

◎新潟県告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成22年1月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 村上都市計画道路
- (2) 名称 1・3・1号 新潟村上幹線道路
1・3・3号 荒川道路
3・3・20号 国道7号線
3・4・24号 駅前中央線
3・4・25号 荒川乙線
3・5・26号 坂町停車場金屋線

2 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成22年1月5日
至 平成22年1月19日

(2) 場所

- ア 村上市田端町6-25
新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課
- イ 村上市三之町1-1
村上市都市整備部都市計画課

3 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に対して意見書を提出することができる。

◎新潟県告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 施行者の名称

上越市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成7年新潟県告示第499号
柿崎都市計画下水道事業
上越市公共下水道（柿崎処理区）

3 事業施行期間

平成7年3月3日から平成28年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第30号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

平成22年1月5日

新潟港港湾管理者 新潟県
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

昭和63年4月5日新潟県告示第1097号指定分

種類	名称	位置	数量及び能力
係留施設	東ふ頭1号岸壁	北蒲原郡聖籠町大字蓮野	延長 280.0メートル エプロン幅 20.0メートル 水深 10.0メートル

を

種類	名称	位置	数量及び能力
係留施設	東ふ頭1号岸壁	北蒲原郡聖籠町大字蓮野	延長 280.0メートル エプロン幅 20.0メートル 水深 14.0メートル

に変更する。

◎新潟県告示第31号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員は、下記の組織において会計事務を担当する職員とし、平成22年2月1日から実施する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 事務所所属出納員を置く組織
 - 中央児童相談所
 - 女性福祉相談所
 - あかしや寮
 - 工業技術総合研究所下越支援センター
 - 農業総合研究所作物研究センター
 - 農業総合研究所佐渡農業技術センター
- 2 課補助職員を置く組織
 - 土木部都市局営繕課

◎新潟県告示第32号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成22年2月1日から実施する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

第1号の表中

第四銀行	県庁 支店	新潟市
〃	高田営業部	上越市
〃	相川 支店	佐渡市

を

第四銀行	県庁 支店	新潟市
------	-------	-----

に改める。

第2号の表中

北越銀行	県庁 支店	新潟市
〃	本 店	長岡市
大光銀行	新潟 支店	新潟市

を

北越銀行	県庁 支店	新潟市
大光銀行	新潟 支店	〃

に改める。

新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の名称、位置及び事務取扱区分の新旧対照表

新	旧																																																								
<p>新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分</p> <p>1 新潟県指定金融機関 (1) 公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" data-bbox="523 1146 683 2020"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四銀行 (削 除)</td> <td>県庁支店</td> <td>新潟市 (削 除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削 除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 新潟県指定代理金融機関 (1) 公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" data-bbox="833 1146 960 2020"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北越銀行 (削 除)</td> <td>県庁支店</td> <td>新潟市 (削 除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大光銀行</td> <td>新潟支店</td> <td>"</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	名	称	位	置	第四銀行 (削 除)	県庁支店	新潟市 (削 除)		(削 除)				名	称	位	置	北越銀行 (削 除)	県庁支店	新潟市 (削 除)		大光銀行	新潟支店	"		<p>新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分</p> <p>1 新潟県指定金融機関 (1) 公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" data-bbox="523 215 683 1079"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四銀行</td> <td>県庁支店</td> <td>新潟市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>高田営業部</td> <td>上越市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>相川支店</td> <td>佐渡市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 新潟県指定代理金融機関 (1) 公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" data-bbox="833 215 960 1079"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北越銀行</td> <td>県庁支店</td> <td>新潟市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>本店</td> <td>長岡市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大光銀行</td> <td>新潟支店</td> <td>新潟市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	名	称	位	置	第四銀行	県庁支店	新潟市		"	高田営業部	上越市		"	相川支店	佐渡市		名	称	位	置	北越銀行	県庁支店	新潟市		"	本店	長岡市		大光銀行	新潟支店	新潟市	
名	称	位	置																																																						
第四銀行 (削 除)	県庁支店	新潟市 (削 除)																																																							
(削 除)																																																									
名	称	位	置																																																						
北越銀行 (削 除)	県庁支店	新潟市 (削 除)																																																							
大光銀行	新潟支店	"																																																							
名	称	位	置																																																						
第四銀行	県庁支店	新潟市																																																							
"	高田営業部	上越市																																																							
"	相川支店	佐渡市																																																							
名	称	位	置																																																						
北越銀行	県庁支店	新潟市																																																							
"	本店	長岡市																																																							
大光銀行	新潟支店	新潟市																																																							

◎新潟県告示第33号

新潟県資金前渡取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第946号）の一部を次のように改正し、平成22年2月1日から実施する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(前渡資金の支出の決定)	(前渡資金の支出の決定)
<p>第5条 資金前渡職員は、交際費又は若草寮に入所する児童に係る経費に係る資金を支出しようとするときは、あらかじめ、<u>別記第1号様式</u>による資金前渡金執行決定票により決定しなければならない。</p>	<p>第5条 資金前渡職員は、交際費又は若草寮に入所する児童に係る経費に係る資金を支出しようとするときは、あらかじめ、<u>別記様式</u>による資金前渡金執行決定票により決定しなければならない。</p>
(支出命令者への報告)	(支出命令者への報告)
<p>第8条の2 <u>交際費に係る資金の前渡を受けた資金前渡職員は、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、4月1日から9月30日までの分については10月15日まで、10月1日から翌年の3月31日までの分については4月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。</u></p>	<p>第8条の2 <u>電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費に係る資金の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別に定める前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。</u> <u>この場合において、支出命令者は、当該前渡資金出納計算書を出納閉鎖後5年間保管しなければならない。</u></p>
<p><u>2 若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費又は高速自動車国道の通行に係る料金（以下「若草寮入所児童経費等」という。）に係る資金の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 前2項の規定により前渡資金出納計算書が提出された場合において、支出命令者は、当該前渡資金出納計算書を出納閉鎖後5年間保管しなければならない。</u></p>	
(資金精算書)	(資金精算書)
<p>第9条 資金前渡職員は、交付を受けた資金（交際費、若草寮入所児童経費等又は規則第132条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に定める額</p>	<p>第9条 資金前渡職員は、交付を受けた資金（交際費、<u>若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタ</u></p>

をもつて資金前渡した場合において、その支払金額が当該前渡した金額と同一で、かつ、支払いの際に領収書を徴したことを確認したものに係るものを除く。)の支払事務が終了したときは、1週間以内に資金精算書に当該支払の領収書、振込金受領書等又は支払証明書を添付し、当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。この場合において、支出命令者は、当該資金精算書を出納閉鎖後5年間保管しなければならない。

クシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金又は規則第132条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に定める額をもつて資金前渡した場合において、その支払金額が当該前渡した金額と同一で、かつ、支払いの際に領収書を徴したことを確認したものに係るものを除く。)の支払事務が終了したときは、1週間以内に資金精算書に当該支払の領収書、振込金受領書等又は支払証明書を添付し、当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。この場合において、支出命令者は、当該資金精算書を出納閉鎖後5年間保管しなければならない。

別記様式を別記第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式(第8条の2関係)

支出命令者

前渡資金出納計算書

年度

月分～ 月分

証拠書類 冊

残金	
¥ _____	内訳
	銀行保管高
	¥ _____
	手元保管高
	¥ _____

証拠書類を添付の上、本書のとおり提出します。

年 月 日

資金前渡職員 職氏名

㊟

本期領収額	前期まで領収額	本期返納額	差引計	科目	本期支払額	前期まで支払額	本期回収額	差引計	残額	備考
				(款)						
				(項)						
				(目)						
				(節)						
				合計						

◎新潟県告示第34号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正し、第39条第1項の改正は平成22年1月5日から、その他の改正は同年2月1日から実施する。

平成22年1月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中項及びび号の表示に下線が引かれた項及びび号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動後項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及びび号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改正後	改正前
	(指定金融機関等の区分)	(指定金融機関等の区分)
第2条	指定金融機関等を次のように区分し、その意義及び取り扱う事務の範囲は、当該各号に定めるところによる。	指定金融機関等を次のように区分し、その意義及び取り扱う事務の範囲は、当該各号に定めるところによる。
	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
	(3) 事務集中店 指定金融機関及び指定代理金融機関のうち会計管理者が指定した店舗をいい、会計管理者又は財務出納員が所轄し、公金の収納及び支払（小切手による支払に限る。）の事務を取り扱う。	(3) 所轄出納店 指定金融機関及び指定代理金融機関のうち会計管理者が指定した店舗をいい、会計管理者又は財務出納員が所轄し、公金の収納及び支払（小切手による支払に限る。）の事務を取り扱う。
	(4) (略)	(4) (略)
	(5) (略)	(5) (略)
	(6) (略)	(6) (略)
	(国庫支出金等の受入れ)	(国庫支出金等の受入れ)
第14条	事務集中店は、納入通知書等によらないで国庫支出金その他の収入金の払込みを受けたときは、速やかに会計管理者に報告しなければならない。	事務集中店は、納入通知書等によらないで国庫支出金その他の収入金の払込みを受けたときは、速やかに会計管理者に報告しなければならない。
2	事務集中店は、前項の国庫支出金その他の収入金を受け入れるため、会計管理者から収入金受入通知書の送付を受けたときは、収納の手続をとらなければならない。	事務集中店は、前項の国庫支出金その他の収入金を受け入れるため、会計管理者から収入金受入通知書の送付を受けたときは、収納の手続をとらなければならない。

(直接払)

第17条 事務集中店は、支払を受けようとする者から会計管理者が振り出した小切手により支払の請求を受けたときは、次に掲げる事項を確認し、必要がある場合は、当該小切手の裏面に記名押印又は自署を受け、これと引換えに支払をしなければならない。

(1)・(2) (略)

2 事務集中店は、前項の小切手が同項各号に該当しないときは、支払を受けようとする者にその旨を告げて支払を停止し、直ちに会計管理者に報告しなければならない。

(資金領収書の提出)

第22条 事務集中店は、規則第144条第1項の規定により資金交付書の交付を受けたときは、会計管理者に対し資金領収書を提出しなければならない。

(振出日付から1年経過した小切手等)

第23条 事務集中店は、呈示された小切手が振出日付から1年を経過したものであるときは、支払を停止し、その裏面余白に支払期限経過の旨、呈示年月日及び当該事務集中店の名称を表示し、押切印を押印して呈示者に返付しなければならない。

2 (略)

(印鑑の印影の照合)

第24条 事務集中店は、小切手、小切手振出済通知書、支払案内書、資金交付書又は公金振替書に押印された会計管理者の印鑑の印影の照合を、会計管理者から通知された職印及び私印の印影により行わなければならない。

(直接払)

第17条 所轄出納店は、支払を受けようとする者から会計管理者又は財務出納員が振り出した小切手により支払の請求を受けたときは、次に掲げる事項を確認し、必要がある場合は、当該小切手の裏面に記名押印又は自署を受け、これと引換えに支払をしなければならない。

(1)・(2) (略)

2 所轄出納店は、前項の小切手が同項各号に該当しないときは、支払を受けようとする者にその旨を告げて支払を停止し、直ちに会計管理者又は財務出納員に報告しなければならない。

3 所轄出納店は、第1項の規定により支払をしたときは、その日のうちに支払済小切手を事務集中店に送付しなければならない。

(小切手振出済通知書の送付及び資金領収書)

第22条 所轄出納店は、会計管理者又は財務出納員から小切手振出済通知書の交付を受けたときは、その日のうちに事務集中店に送付しなければならない。

2 事務集中店は、規則第144条第1項の規定により資金交付書の交付を受けたときは、会計管理者に対し資金領収書を提出しなければならない。

(振出日付から1年経過した小切手等)

第23条 所轄出納店は、呈示された小切手が振出日付から1年を経過したものであるときは、支払を停止し、その裏面余白に支払期限経過の旨、呈示年月日及び当該所轄出納店の名称を表示し、押切印を押印して呈示者に返付しなければならない。

2 (略)

(印鑑の印影の照合)

第24条 事務集中店は、小切手振出済通知書、支払案内書、資金交付書又は公金振替書に押印された会計管理者の印鑑の印影の照合を、会計管理者から通知された職印及び私印の印影により行わなければならない。

2 所轄出納店は、小切手又は小切手振出済通知書に押印された会計管理者又は財務出納員の印鑑の印影の照合を、会計管理者又は財務出納員から通知された職印及び私印の印影により行わなければならない。

